

術科訓練の安全管理の措置基準について（例規）

〔 最終改正 令和3.10.25 例規教第31号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて 〕

この度、術科訓練の安全管理に関する訓令（昭和49年京都府警察本部訓令第12号）を制定して、術科訓練に伴う受傷事故の防止及び保健管理の徹底を期することとしたが、これに伴い、安全管理の措置基準を下記のとおり定めたから運用上誤りのないようにされたい。

記

安全管理の措置基準

第1 共通的事項

1 人的管理

- (1) 術科訓練員（以下「訓練員」という。）の健康状態、術科技能、体力、段級位、性格、訓練参加度及び既往症等を把握して、訓練上障害のある者の発見に努めること。特に必要があると認めるときは、事前に医師の健康診断を受けさせること。
- (2) 訓練員の年齢、体力及び技能等によつて無理のない計画をたて、十分な準備のもとに行わせること。
- (3) 訓練に際しては、訓練員の数、訓練場所及び訓練の内容等を考慮して、適宜、班を編成して統制のある訓練を行わせること。
- (4) 各種訓練に際しては、無理な方法で危険な技等を行わせないこと。
- (5) 訓練中の指導、監視体制を確立し、常に訓練員の動静に注意し、異常を認めるときは、訓練を中止させる等の措置をとること。
- (6) 救急措置の研究及び救急措置体制の整備をしておくこと。
- (7) 技能に応じて、かつ、基本に忠実な訓練を行わせること。
- (8) 平素、訓練から遠ざかっていた者が訓練に参加したときは、急激な訓練を行わせないこと。
- (9) 高年齢者には、体力の過信をさせないこと。

2 物的管理

- (1) 射撃場、道場及び体育館等の床面、畳、腰板部、照明、採光、通風、換気、防湿及び消火設備等を入念に点検し、破損か所等を発見したときは、早急に補修、整備の措置又は手続きをとること。
- (2) 用具、防具等は、定期又は使用前後に必ず点検し、異状を認めるときは、使用を禁止し、又は補修した後に使用させること。
- (3) 道場又は体育館等訓練場内には、訓練に不用な物品をできるだけ置かないようにすること。
- (4) 寒冷地では、特に冬期間の保温に留意すること。
- (5) 服装、用具及び防具等は、それぞれ訓練者の体格に合った物を着装又は使用させること。

第2 科目別事項

1 総合対処法訓練

総合対処法訓練については、別に定めるところによる。

2 拳銃操法訓練

拳銃操法訓練については、別に定めるところによる。

3 逮捕術訓練

- (1) 訓練員には、基本的な準備運動及び「受身」、「体さばき」、「足さばき」又は「縄とび」、「腕立て伏せ」等により、敏しように性、柔軟性、持久性等を習得するように、反覆した訓練を行わせること。
- (2) 訓練員には、「前突き」及び「前けり」の反覆訓練によつて、攻撃、防御の基本動作を習熟させること。
- (3) 多数の訓練員を同時に訓練をさせるときは、訓練の種目、内容により、必要な距離、間隔を十分とらせること。
- (4) 訓練員に防具を着用のうえ訓練を行わせるときは、運動足袋の類のものを着用させること。
- (5) 「打突」及び「逆わざ」等の訓練を行わせるときは、術科指導員（以下「指導員」という。）に打突の部位、方法及びその程度並びに逆わざの施術の方法及びその効果の判断等について模範を示させ、その限界を理解させた上で訓練を行わせること（防具を着用しない訓練のうち、「警棒打ち」、「突き」及び「当て身」にあつては、相手の身体に触れることのないように動作を止めさせること。）。

4 柔道訓練

- (1) 初心者には、受身訓練の必要性和安全かつ上手な投げ方を認識させるため、指導員が模範を示してから相互の訓練を行わせること。
- (2) 道場の面積と訓練人員を勘案して、必要により「乱取り」と「寝技」の訓練を区分して行わせること。
- (3) 初心者等には、柔道の基本技である「作り（崩し）」、「掛け」の原理を理解させ、正しい技の掛け方及び防ぎ方に習熟する訓練を行わせること。
- (4) 初心者等には、指導員が「まき込み」等危険な技の模範を示して、その危険性を正しく理解させ、努めてこれらの技をかけないよう訓練を行わせること。
- (5) 変則な姿勢又は強引な組み方をする者は直ちに矯正させ、正しい姿勢による円滑な体の運用及び柔軟性に富んだ力の用法の訓練を行わせること。
- (6) 訓練員には、頭部の受傷防止のため、首部の準備運動を十分行わせるとともに正しく「受身」をする訓練を行わせること。
- (7) 冬期の訓練は、訓練員に準備運動を入念に行わせるとともに、「寝技」によつて、身体を柔らかくしてから「乱取り」を行わせること。
- (8) 高年齢者には、年齢及び体力に応じた訓練内容及び訓練量とし、無理な訓練又は試合は行わせないこと。

5 剣道訓練

- (1) 訓練員には、剣道具を正しく着させ、定められた部位を正確に打突するように訓練を行わせること。
- (2) 初心者には、基本動作（構え、足さばき）を習得するように訓練を行わせること。
- (3) 竹刀の「ひび割れ」等不完全な竹刀は使用させないこと。

- (4) アキレス腱受傷防止のため、下半身の準備運動を入念に行わせること。特に、訓練の長期中断、心身の疲労、体重が増加したとき等にこの種傷害が発生することが多いので、このようなときは、「素振り」、「剣道形」等の訓練にとどめ、急激な訓練は行わせないこと。
- (5) 耳の受傷防止のため、手拭い等で頭部を覆うときに、耳に当てないようにさせるとともに、「面垂」と耳との間に余裕を持たせた着装の方法を行わせること。
- (6) 「ひじ」の打撲傷防止のため、できればサポーター又はひじ当て等を使用させること。
- (7) 面具、小手具等の消毒を行わせること。

6 体育訓練

体育訓練は、警察官の職務執行に必要な基礎体力の錬成を目的として実施する基礎訓練（以下「基礎訓練」という。）並びに特別な目的のために実施する走、サッカー、水泳、登山及びブスキューの各訓練（以下「特別訓練」という。）に区分し、その安全管理の措置については、次に掲げるとおりとする。

なお、特別訓練の実施に当たっては、基礎訓練に掲げる事項についても十分配慮すること。

(1) 基礎訓練

- ア 訓練員には、体育、競技の種目ごとの基本的な練習法を習得するように訓練を行わせること。
- イ 訓練員には、体育、競技の種目ごとのルールによる訓練を行わせること。
- ウ 訓練員には、正しい用具の用法の訓練を行わせること。
- エ グランドの小石等の危険物は、常に除去するようにするほか、その整備に留意すること。
- オ 体育館等屋内を使用する場合は、その広さと使用状況に応じて、種目、人員を考慮した訓練を行わせること。

(2) 走訓練

ア 訓練前の措置

- (ア) 訓練に際しては、体調について正確な申告を行わせるとともに、訓練員の動静や表情を観察するなど、体調点検を徹底すること。特に、高温時、寒冷時においては、入念な体調点検を行うこと。その結果、体調に異常が認められる者に対しては、訓練を中止するなどの措置を採ること。
- (イ) 訓練員に対しては、自己の体力を過信させないようにするとともに、過度な競争意識を持たせないようにすること。
- (ウ) 夏期においては、暑さに慣れさせるため段階的な訓練の実施に配慮すること。また、冬期には、特に入念な準備運動を行わせること。
- (エ) 訓練当日の温度、湿度等を考慮して訓練時間帯、訓練内容、服装、装備等を決定するなど、訓練計画の弾力的な実施に配慮すること。
- (オ) 訓練は、原則として道路以外の場所で行うこと。やむを得ず道路で行うときは、交通量が少なく、かつ安全なところで行うこと。この場合、事前に実地踏査を行い、訓練人員、訓練方法、道路環境等を検討して、事故防止に十分配慮した計画を策定すること。

- (カ) 訓練員、訓練監視要員には、救急処置等について必要な教養を実施しておくこと。
競技会等を行うときは、努めて医師、看護婦等を会場に配置すること。

イ 訓練中の措置

- (ア) 訓練のコースが長距離に及ぶときは、救護車、伴走車等の追従による監視、訓練員相互による安全確認等により異常者の早期発見に努めること。特に、競技会等においては、ゴール前後の動静に注意させること。
- (イ) 訓練員の疲労の程度等に応じ運動と休息のバランスを図ること。特に、夏期においては、短時間の休息を多く取らせるとともに、適宜水分をとらせるようにすること。

ウ 訓練後の措置

- (ア) 整理運動を十分に行わせること。
- (イ) 訓練終了時においても人員点呼及び体調点検を行うこと。また、努めて脈拍及び体重を測定させ、安全管理上の参考とすること。
- (ウ) 疲労回復の方法、健康管理等について指導するとともに、そのための自己管理を徹底させること。

(3) サッカー訓練

ア 訓練前の措置

- (ア) グランド面は、スパイクが突き刺さる程度の柔軟度を確保するよう整備させること。
。
- (イ) 前記第2の5の(2)のアの(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)及び(カ)の規定に準じて行うこと。
。

イ 訓練中の措置

- (ア) 危険行為を行う者に対しては、厳しく注意し、二度と危険行為をさせないこと。
- (イ) 訓練員には、必要以上に競わせたり、能力以上のプレーをさせないこと。
- (ウ) 前記第2の5の(2)のイの(イ)の規定に準じて行うこと。

ウ 訓練後の措置

- (ア) 訓練員の健康状態を聴取、観察し、異常が認められる者に対しては、必ず医師の診察を受けさせること。
- (イ) 前記第2の5の(2)のウの(ア)及び(ウ)の規定に準じて行うこと。

(4) 水泳訓練

ア 訓練前の措置

- (ア) 海浜、河川等で訓練を行わせるときは、過去の訓練にかかわらず、新たな角度から指導員が訓練現場の実地踏査を行い、訓練方法、輸送経路、方法等を検討して計画を策定するとともに、事前に訓練員にその内容を周知徹底させておくこと。
- (イ) 努めて水上安全法の指導員、救助員（日本赤十字社認定）又は救急法上級者等（以下本項において、「指導員等」という。）により指導（監視）体制をとり、訓練員の数、経験、技能、訓練時間、場所、内容等に応じて、常に訓練員を掌握できるように指導、監視、救護等の任務分担を定めておくこと。
- (ウ) 不特定多数人が集まる場所で訓練するときは、訓練員を特定するため、同色の帽子又は技能の程度に応じて色別できる帽子を着用させる等の方法をとらせること。
- (エ) 救命、救急用具等は必ず事前に準備点検しておくとともに、訓練現場に携行し、事

故が発生したときは、直ちに使用できる状態にさせておくこと。

- (オ) 事前に訓練員の健康状態を点検させ、必要に応じて健康診断を受けさせる等の方法によつて、訓練不適格者の発見に努めること。
- (カ) 訓練前には、水面及び水中の温度を調査させておくこと（水温が18度以下の場合には、特別の訓練経験者以外は訓練を行わせないこと。）。

イ 訓練中の措置

- (ア) まず指導員等に入水方法の模範を示させ、訓練上の安全を確認したうえで、現場の条件に応じた具体的な注意を行わせること。
- (イ) 海浜、河川等で集団による水泳訓練を行わせるときは、気象条件等を考慮に入れ、訓練の安全圏を物理的に標示するとともに、一定の指導員等を陸上、水中（深い方）及び舟艇等に位置させ、スキのない監視網の中に訓練員を入れて訓練を行わせること。
- (ウ) 訓練員には、必ずバディシステムによる相互の安全確認を行わせること（1人の指導員等の受け持つバディ数は、5－6組が適当である。）。
- (エ) 訓練員を、水上安全法による入水法で、段階的に入水させ、その都度訓練員の体調の点検を行わせること。
- (オ) 訓練員の安全確認及び訓練による疲労の軽減のため、一定時間（5分ないし10分）ごとに休憩させて、必ず人員点呼をとらせること。

ウ 訓練終了後の措置

- (ア) 訓練終了直後に人員点呼を行わせること。
- (イ) 身体の清潔保持及び疾病等の予防のため、シャワー又は入浴等を励行させること。
- (ウ) 訓練終了後の単独水泳による事故の防止のため、衣服を着た後に、最後の点検を行わせること。
- (エ) 訓練終了後、訓練員の健康状態を点検し、異常を訴える者があれば必ず医師の診断を受けさせること。
- (オ) 訓練終了後は、解放感からとかく気がゆるみがちであるので、規律の保持に努めさせること。

(5) 登山訓練

ア 訓練前の措置

- (ア) あらかじめ指導員は、訓練コース等の実地踏査を行い、山岳の状況に応じたコース、日程、装備及び食糧等の訓練計画を策定するとともに、事前に訓練員にその内容を周知徹底させておくこと。
- (イ) 登山技術及び気象判断等の基礎的な知識技術については、あらかじめ机上又は図上訓練等による教養を行うこと。
- (ウ) 装備品は、常に点検整備し、適正な管理を行うとともに、その着脱及び取扱い要領等については、機会あるごとに訓練を行わせること。
- (エ) 通信連絡体制を確立させておくこと。
- (オ) 不測の事故を考慮し、救急薬品の携行、救急措置等に留意するとともに、緊急避難ルートについて検討させておくこと。

イ 訓練中の措置

(ア) 肉体的疲労及び緊張による精神的疲労が大きいので、適宜休憩させ、その都度、人員の点呼を励行させること。

(イ) 岩場、雪けい登はん、その他危険地帯の通過等についてはあらかじめ安全措置を講じ、確認したうえで実施させること。

(ウ) 気象条件の変化に最大の注意を払い、低気圧等の接近の際は、登山を中止させること。また、天候の激変や危険が予想される時は、行動の中止、退避、脱出等冷静な判断と勇気のある行動をとるように指導させておくこと。

(エ) 訓練中に道に迷ったと判断したときは、無謀な行動は避け、できる限りその場から離れずに、冷静な判断のもとに身の安全を確保して救出を待つように指導させておくこと。また、雪崩、落石、雷雨等の起る場所を避けて待避するように指導させておくこと。

ウ 訓練後の措置

(ア) 訓練終了後、訓練記録を作成し、次の訓練の参考に資すること。

(イ) 使用装備品の手入れ、補修を完全に行わせること。

(6) スキー訓練

ア 訓練場の選定に当たっては、訓練員の数及び技能等を考慮し、指導員に実地踏査を行わせ、危険か所を明らかにする等、綿密な訓練計画を策定するとともに、事前に訓練員にその内容を周知徹底させておくこと。

イ 気象条件の研究及び気象条件の変化に対応した措置をとらせること。

ウ 凍傷等の傷害防止に必要な知識の教養を行うとともに、救急用具及び通信器材の整備をさせること。

エ 訓練器材は、訓練員の技能に応じたものを選択させ、事前に点検し、不備な点は整備させること。

オ 雪の条件に配慮するとともに、雪崩の発生するおそれのある場所では訓練を行わせないこと。また、指導員の監視下において訓練を行わせること。